

三次市雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」の実現に向けて、拠点性を活かした“仕事づくり”など戦略的な施策を進める三次市と、全国ネットワークを生かして労働市場のセーフティネットを担う厚生労働省広島労働局（以下「労働局」という。）が相互に連携して、2本の高速道路が交差し中国地方の十字路となる地理的優位性を活かした産業集積など地域の強みを生かした雇用の拡大、人材の育成など産業施策と一体となった雇用対策を推進することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 三次市及び労働局は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の具体的な内容及び実施方法等を内容とする事業計画を定め、これを推進するものとする。

- (1) 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進
- (2) 若者への就職支援、女性の活躍推進、人材育成等に向けた取組
- (3) 高齢者や障害のある方の就業機会の拡大
- (4) 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援
- (5) U I J ターン就職の支援
- (6) 雇用変動や雇用調整等に対する支援
- (7) その他三次市及び労働局がその都度必要と認めた事業

(要請等)

第3条 三次市長及び労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 三次市長及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(運営協議会の設置)

第4条 三次市及び労働局は、本協定に基づく事業を計画し実施するため、運営協議会を設置するものとする。

2 運営協議会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催することとし、事業計画及び実施状況等を審議するものとする。

3 本協定に定めるもののほか、本協定に基づく事業の実施に必要となる事項については、別途定めるものとする。

(秘密保持)

第5条 本協定に基づく雇用対策に関する取組において、三次市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りでない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、三次市及び労働局が協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、本協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、三次市長及び労働局長が署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年11月22日

三次市長

厚生労働省広島労働局長

増田和俊

口達三